



9月になっても日中は30度越えの日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。今年の最低賃金も60円程度アップと過去最大の上昇率となりましたが、都道府県ごとに発効日が異なっておりますのでご注意くださいませ。

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件の変更 (2025年10月1日～)

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことから、健康保険の被扶養者認定においてもその取扱いが一部改正となりました。

<収入要件>

(改正前)

	認定対象者の年齢等	年間収入額
1	60歳未満の方	130万円未満
2	60歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方	180万円未満

(改正後)

	認定対象者の年齢等	年間収入額
1	19歳未満及び23歳以上の方、被保険者の配偶者 (60歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方は除く)	130万円未満
2	19歳以上23歳未満の方(被保険者の配偶者は除く)	150万円未満
3	60歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方	180万円未満

<注意事項>

- ①その年の12月31日現在の年齢となります。学生か否かの要件はありません。
- ②令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。



最低賃金が変わります！ (2025年10月～) ※発効日は都道府県ごとに違います

都道府県	改定前		改定後	発効日
東京	1,163円	➡	1,226円	2025年10月3日
神奈川	1,162円	➡	1,225円	2025年10月4日
埼玉	1,078円	➡	1,141円	2025年11月1日
千葉	1,076円	➡	1,140円	2025年10月3日
茨城	1,005円	➡	1,074円	2025年10月12日

<注意事項>

月給者の方についても、注意が必要です。残業単価の計算のもとになる、1時間の単価についても最低賃金以上になる必要があります。

(例) 東京の事業所で1カ月の平均所定労働時間が160時間(20日×8時間)の場合、残業の計算の元になる**固定的賃金の合計**は 1,226円×160時間=196,160円以上にする必要があります。